

資料編

資料編目次

第1	静岡県石油コンビナート等防災本部条例等	
1	静岡県石油コンビナート等防災本部条例	1
2	静岡県石油コンビナート等防災本部運営要領	2
3	静岡県石油コンビナート等防災本部員・幹事名簿	3
4	防災関係機関一覧表	4
5	事業所別連絡表	5
6	自衛隊派遣要請計画	6
7	静岡県消防相互応援協定	9
第2	石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所一覧	
	特定事業所一覧	13
第3	石油コンビナート等防災体制の現況	
1	防災相互通信無線局一覧表	43
2	自衛防災組織、共同防災組織の防災資機材等一覧表	44
3	神奈川・静岡地区広域共同防災協議会の防災資機材等一覧表	46
4	防災関係機関の防災資機材等一覧表	48
第4	協議会会則等	
1	静岡県清水地区石油コンビナート等特別防災区域協議会規約	51
2	神奈川・静岡地区広域共同防災協議会規則	54
3	静岡県沿岸排出油等防除協議会会則	59

第1 静岡県石油コンビナート等防災本部条例等

1 静岡県石油コンビナート等防災本部条例

(趣旨)

第1条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号以下「法」という。）第28条第9項の規定に基づき、静岡県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部員及び専門員)

第2条 法第28条第5項第4号の規程により指名される本部員の定数は13人以内とし、同項第9号の規程により任命される本部員の定数は7人以内とする。

- 2 法第28条第5項第9号の規定により任命される本部員の任期は、2年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前項の本部員は、再任されることができる。
- 4 専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

第3条 防災本部に、幹事を置く。

- 2 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部会)

第4条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

2 静岡県石油コンビナート等防災本部運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、静岡県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年静岡県条例第55号）第5条の規定に基づき、静岡県石油コンビナート等防災本部（以下「本部」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の招集)

第2条 本部の会議（以下「会議」という。）は、必要の都度本部長が招集し、本部長がその議長となる。

2 会議の招集は、会議開催の場所及び日時並びに本部に付議する事項をあらかじめ、各本部員に通知して行う。

(定足数)

第3条 会議は、本部長及び本部員の過半数の出席がなければこれを開くことができない。

(議決)

第4条 会議の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数の場合は、本部長の決するところによる。

(本部員の代理出席)

第5条 本部員は、やむを得ない事情により会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 本部員及びその代理者が共に出席できないときは、あらかじめその旨を本部長に届け出なければならない。

(専決処分)

第6条 本部長は、会議を招集する暇がなく、その他やむを得ない事情により会議を招集することができないときは、本部が処理すべき事項のうち軽易なものについて専決処分することができる。

2 本部長は、前項の規定により専決処分したときは、次の会議に報告し、承認を求めなければならない。

(部会)

第7条 部会は、部会長が必要と認めたときに招集する。

2 本部長は、部会に出席し、発言することができる。

3 第2条第2項及び第3条から第5条までの規定は、部会に準用する。

(議事録)

第8条 会議の議事については、議事録を作成し、本部長の指名する出席本部員2名以上がこれに署名押印しなければならない。

(庶務)

第9条 本部の庶務は、静岡県総務部危機管理局消防室において処理する。

附則

この要領は、昭和51年11月8日から施行する。

この要領は、平成16年6月16日から施行する。

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

3 石油コンビナート防災本部本部員・幹事名簿

本部長

静岡県知事

石災法第28条第4項による本部長職務代理者

静岡県副知事

区分	機 関 名	本 部 員	幹 事
1号	関東管区警察局	広域調整部長	災害対策官
	関東東北産業保安監督部	部長	保安課長
	中部地方整備局	局長	清水港湾事務所長 静岡国道工事事務所長
	清水海上保安部	部長	警備救難課長
	静岡労働局	局長	安全衛生課長
2号	陸上自衛隊第34普通科連隊	連隊長	第三科長
3号	静岡県警察本部	本部長	災害対策課長
4号	静岡県	副知事	—
		危機管理監	次長 消防室長
		企画部長	総務室長
		県民部長	総務監
		厚生部長	政策監
		産業部長	総務監
		建設部長	政策監
		企業局長	経営室長
		清水港管理局長	港営課長
5号	静岡市	市長	防災指導課長
7号	静岡市消防防災局	消防長	警防課長
8号	清水地区石油コンビナート等 特別防災区域協議会	会長	鈴与液体物流サービス(株) 常務取締役
	清水地区石油コンビナート等 特別防災区域協議会	副会長	東燃ゼネラル石油(株) 環境安全課長
9号	中部運輸局静岡運輸支局	支局次長	首席運輸企画専門官
	静岡地方气象台	台長	防災業務課長
	東海旅客鉄道(株)静岡支社	支社長	総務課長
	日本赤十字社静岡支部	事務局長	救護・青年課長

4 防災関係機関一覧表

機関名	担当部課	電話番号 (内線) FAX 番号 (内線)	夜間・休日の 連絡先 (内線)	住 所
総務省消防庁	特殊災害室	03-5253-7528 03-5253-7538	03-5253-7777 03-5253-7553	〒100-8927 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-2
経済産業省	原子力安全・保安院 保 安 課	03-3501-1706 03-3501-2357		〒100-8986 東京都千代田区霞ヶ関 1-3-1
関東管区警察局	広域調整部 広域調整第二課	048-600-6000 048-601-5022	048-600-6000	〒330-9726 埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1
関東経済産業局	総務企画部 総 務 課	048-600-0211 048-601-1310	048-600-0211	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
関東東北産業保安 監督部	保 安 課	048-600-0294 048-601-1317	090-2665-3109	〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心 1-1
中部地方整備局	企画部防災課	052-953-8357		〒460-8514 愛知県名古屋市中区三ノ丸 2-5-1
中部地方整備局	清水港湾事務所	054-352-4149 054-353-3072		〒424-0922 静岡市清水区日の出町 7-2
	静岡国道事務所	054-250-8906 054-252-5809	054-250-8906 054-252-5809	〒420-0054 静岡市葵区南安倍 2-8-1
静岡地方气象台	防 災 業 務 課	054-282-3521 054-287-8304	054-282-3521 054-287-8304	〒422-8006 静岡市駿河区曲金 2-1-5
清水海上保安部	警備・救難課	054-353-0118 054-353-7118	054-353-0118	〒424-0922 静岡市清水区日の出町 9-1
静岡労働局	安 全 衛 生 課	054-254-6314 054-221-7038		〒420-8639 静岡市葵区追手町 9-50
陸上自衛隊 第34普通科連隊	第 3 科	0550-89-1310(273) 0550-89-1310(489)	0550-89-1310 (301・302)	〒412-0048 御殿場市板妻 40-1
日本赤十字社 静岡県支部	救難・青少年課	054-252-8131 054-254-5830		〒420-0853 静岡市葵区追手町 44-17
中部運輸局静岡運輸 支局 (清水庁舎)	運航担当	054-352-0174 054-355-0432		〒424-0922 静岡市清水区日の出町 9 番 1 号
東海旅客鉄道(株) 静岡支社	管理部総務課	054-284-2319 054-280-0022	054-284-2226 輸送指令	〒420-0851 静岡市葵区黒金町 4
静岡 県	危機管理局消防室	054-221-2076 054-221-3327	054-221-2072 054-221-3252	〒420-8601 静岡市葵区追手町 9-6
清水港管理局	港 営 課	054-353-2208 054-353-0380		〒424-0922 静岡市日の出町 9-25
静岡県警察本部	災 害 対 策 課	054-271-0110 (4906～4910)	054-271-0110	〒420-8610 静岡市葵区追手町 9-6
清水警察署	警 備 課	054-366-0110	054-266-0110	〒424-0014 静岡市清水区天王町南 1-35
静岡 市 消防防災局	防 災 指 導 課	054-221-1241 054-221-5783	054-254-2146	〒420-8602 静岡市葵区追手町 5-1
	警 防 課	054-255-9707 054-255-9734	054-255-9707 054-255-9734	〒420-0853 静岡市葵区追手町 6-2

5 事業所別連絡表

No	事業所名	所在地	電話番号	
			平日	夜間・休日
1	東燃ゼネラル石油(株) 清水油槽所	〒424-0031 静岡市清水区袖師町 1900	054-371-9702 (環境安全課)	054-371-9709
2	清水エル・エヌ・ジー(株) 袖師基地	〒424-0037 静岡市清水区袖師町 1900	054-367-3511	054-367-3512 (生産グループ)
3	ジャパンオイルネットワーク(株) 清水油槽所	〒424-0031 静岡市清水区横砂 2252-1	054-367-1107	054-365-4151
4	鈴与(株)ケミカルセンター	〒424-0031 静岡市清水区横砂 2252-2	054-366-3116	054-365-4151
5	鈴与(株)袖師油槽所	〒424-0031 静岡市清水区横砂 2252-12	054-364-1715	054-365-4151
6	鈴与(株)袖師メタノールセンター	〒424-0031 静岡市清水区横砂 2252-13	054-365-6383	054-365-4151
7	鈴与(株)ガスターミナル	〒424-0031 静岡市清水区横砂 2252-12	054-365-7343	054-365-4151
8	カメイ(株)清水油槽所	〒424-0037 静岡市清水区袖師町飛島 1972	054-365-8347	054-365-0313
9	日本鯉鮪漁業協同組合連合会	〒424-0823 静岡市清水区島崎町 173-4	054-628-3230	090-2188-0112
10	(株)丸三商事	〒424-0823 静岡市清水区島崎町 155	052-891-4556	052-891-4556
11	静岡県漁業協同組合連合会 清水給油所	〒424-0037 静岡市清水区袖師字飛島	054-364-9760	090-9899-9108
12	合同酒精(株)清水工場	〒424-0035 静岡市清水区横砂南町 2-1	054-366-1153	054-366-1151
13	和信化学工業(株)	〒424-0037 静岡市清水区袖師町 1460	054-365-3111	054-365-3111

6 自衛隊派遣要請計画

1 主旨

この計画は、災害時における自衛隊の派遣要請を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、(1)の3要件を満たすもので、具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、(2)のとおりとする。

(1) 災害派遣要請の要件

- ア 緊急性 差し迫った必要性があること
- イ 公共性 公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
- ウ 非代替性 自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと

(2) 災害派遣要請の内容

- ア 被害状況の把握
車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
- イ 避難の援助
避難の勧告又は指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
- ウ 遭難者等の捜索救助
- エ 水防活動
土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動
- オ 消防活動
利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
- カ 道路又は水路の啓開
道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
- キ 応急医療、救護及び防疫
被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
- ク 人員及び物資の緊急輸送
救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
- ケ 炊飯及び給水支援
被災者に対する炊飯及び給水
- コ 物資の無償貸与又は譲与
「防衛省の管理に属する物品の無償貸与及び譲与等に関する総理府令」（昭和33年総理

- 府令第1号)に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸与又は救じゅつ品を譲与
- サ 危険物の保安及び除去
自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
 - シ その他
その他知事が必要と認めるものについては、関係部隊の長と協議して決定する。

3 災害派遣要請

(1) 災害派遣要請者

知事

(2) 災害派遣要請手続

ア 知事は、自衛隊の派遣を要請するときは、自衛隊法第83条第1項に基づき、陸上自衛隊第34普通科連隊長に対して、支援を要請する事項等を明らかにして派遣を要請する。

ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、直接、次に掲げる駐とん地司令等に対し要請するとともにその旨第34普通科連隊長に通報する。

※ 派遣要請先 陸上自衛隊第34普通科連隊長（窓口：第3科長）

電話番号 0550-89-1310

防災行政無線 5(8)-839-9106

5(地上系)、8(衛星系)

イ 知事は、次の事項を明らかにした要請書により要請する。ただし、緊急に要請するときは、県防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。

また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を自衛隊に連絡するものとする。

(ア) 災害の情况及び派遣を要請する理由

(イ) 派遣を希望する期間

(ウ) 派遣を希望する区域及び活動内容

(エ) その他参考となるべき事項

4 市町長の災害派遣要請の要求手続

市町長は、災害応急対策を円滑に実施するため、必要があるときは知事に対して、上記3(2)のイの事項を明示した要請書により、自衛隊派遣要請を行うよう要求する。

ただし、突発的事態等において人命の救助、財産の保護等のため時間の余裕がなく緊急に自衛隊の派遣を必要とする場合、市町防災行政無線等又は口頭をもって行い、事後速やかに文書により要請する。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に関わる災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊長又は最寄りの部隊の長に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。

5 自衛隊との連絡

(1) 情報の交換

知事は、災害応急対策に関する各種の情報を迅速的確に把握し、災害応急対策を効果的に実施するため、陸上自衛隊第34普通科連隊長（時間の余裕がなく緊急を要するときは関係部隊等の長）と密接な情報交換するものとする。

(2) 連絡班の派遣

知事は、陸上自衛隊第34普通科連隊長に対し、県災害対策本部に連絡班（無線機等を付す。）の派遣を依頼し、派遣要請の授受及びこれに伴う措置の迅速化を図るものとする。

(3) 連絡所の設置

知事は自衛隊災害派遣業務を調整し、また迅速化を図るため通常県庁に、状況により指揮連絡上最も適切なところに自衛隊連絡班による連絡所を設置するものとする。

6 災害派遣部隊の受入れ体制

(1) 他の災害救助復旧機関との競合重複排除

知事及び市町長は自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。

(2) 作業計画及び資材等の準備

市町長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

(3) 作業実施に必要な物資、機材等

市町長は作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより県へ要請するものとする。

(4) 自衛隊との連絡交渉の窓口の一体化

市町長は派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。

(5) 派遣部隊の受入れ

知事及び市町長は派遣された部隊に対し次の基準により各種施設等を準備するものとする。

本 部 事 務 室 派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など

宿 舎 屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準

材料置場炊事場 屋外の適当な広場

駐 車 場 適当な広場（車一台の基準は3m×8m）

7 災害派遣部隊の撤収要請

知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう当該市町長及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議して行うものとする。

8 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策のために必要とする資材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として当該市町が負担するものとする。

9 その他

市町以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

7 静岡県消防相互応援協定

第1章 総則

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、静岡県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）相互の消防力を活用して、災害による被害を最小限に防止するための消防相互応援について、必要な事項を定めることを目的とする。

(協定区域)

第2条 この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、災害とは、消防組織法第1条に規定する災害で、応援活動を必要とするものをいう。

(報告及び連絡調整)

第4条 前条に規定する災害が発生したとき、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長は、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。ただし、緊急の場合はこの限りでない。

第2章 相互応援

(応援要請)

第5条 この協定に基づく応援要請は、発災市町村等の長が次のいずれかに該当する場合に、協定している他の市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長に行うものとする。

- (1) その災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 発災市町村等の消防力によっては防御が著しく困難と認める場合
- (3) その災害を防除するため、他の市町村等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合

2 前条に規定する報告及び前項の応援要請は、次の事項を明らかにして、電話等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の種別
- (2) 災害発生場所及び被害の状況
- (3) 要請する人員、車両等の種別、資機材の数量、集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

(応援隊の派遣)

第6条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から前条の応援要請を受けたときは、応援隊を派遣するものとする。

- 2 前項の場合において、応援市町村等の長は、正当の理由がない限り、派遣を拒んではならない。
- 3 応援市町村等の長は、第1項の規定により応援隊を派遣することができない場合は、その旨を速やかに発災市町村等の長に通報するものとする。
- 4 第1項の規定にかかわらず、応援市町村等の長は、災害の規模等に照らし緊急を要し、前条の応援要請を待ついとまがないと認めるときは、同条の応援要請を待たないで応援隊を派遣することができる。

5 前項の規定による応援隊の派遣は、この協定の適用に当たっては、前条の応援要請を受けて行われたものとみなす。

(消防用資機材等の調達方法)

第7条 応援市町村等の長は、発災市町村等の長から消防用資機材等の調達及び輸送について依頼を受けた場合は、速やかに手配するとともに、その結果を発災市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第8条 応援隊の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部を置かない町村にあつては、町村長）が応援隊の長を通じて行うものとする。ただし、緊急の場合は直接応援隊の隊員に行うことができる。

(報告)

第9条 応援隊の長は、速やかに活動概要等を発災市町村等の長に報告するものとする。

(災害概要の通報)

第10条 発災市町村等の長は、速やかに災害の概要を応援市町村等の長に通報するものとする。

第3章 連絡会議

(連絡会議)

第11条 協定事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、市町村等の消防機関間において連絡会議を開くものとする。

(協議連絡事項)

第12条 連絡会議は次の各号について協議するものとする。

- (1) 消防相互応援に関すること
- (2) 市町村等の消防現況、消防事象、特殊災害等の資料の交換に関すること
- (3) 市町村等間の消防演習に関すること
- (4) 警防技術に関すること
- (5) 消防用資機材の開発、研究資料の交換に関すること
- (6) その他必要な事項

第4章 経費負担

(経費負担)

第13条 この協定を実施するために必要な経費は、次の区分により負担するものとする。

- (1) この協定に基づく応援に要する経費のうち人件費、消費燃料費等の経常的経費、公務災害補償費及び事故により生じた経費は応援市町村長等の負担とし、その他の経費は、発災市町村等の負担とする。
- (2) 第7条の調達及び輸送に要する経費は、発災市町村等の負担とする。ただし、応援市町村等の消防職員又は消防団員をして行う輸送及び連絡等に要する経費は、応援市町村等の負担とする。

第5章 雑則

(他の協定との関係)

第14条 この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第21条により締結している消防の相互応援の関する他の協定を排除するものではない。

(細目協定)

第15条 この協定の実施についての細目は、市町村等の長が協議して定めるものとする。

(質疑の解決)

第16条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して質疑が生じたときは、法令の定めるところによるほか、その都度市町村等の長が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、昭和62年4月1日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため、市町村等の長は、記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定は、平成6年10月1日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため、市町村等の長は、記名押印のうえ各1通を保管する。

附 則

この協定は、平成9年4月1日から効力を生じる。

この協定の成立を証するため、市町村等の長は、記名押印のうえ各1通を保管する。

第2 石油コンビナート等特別防災区域の特定事業所一覧

特定事業所一覧

No.	事業所名	所在地
1	東燃ゼネラル石油(株) 清水油槽所	〒424-8724 静岡市清水区袖師町 1900
2	清水エル・エヌ・ジー(株) 袖師基地	〒424-0037 静岡市清水区袖師町 1900
3	ジャパンオイルネットワーク(株) 清水油槽所	〒424-0031 静岡市清水区横砂 2252-1
4	鈴与(株)ケミカルセンター	〒424-0031 静岡市清水区横砂 2252-2
5	鈴与(株)袖師油槽所	〒424-0031 静岡市清水区横砂 2252-12
6	鈴与(株)袖師メタノールセンター	〒424-0031 静岡市清水区横砂 2252-13
7	鈴与(株)ガスターミナル	〒424-0031 静岡市清水区横砂 2252-12
8	カメイ(株)清水油槽所	〒424-0037 静岡市清水区袖師町飛島 1972
9	日本鯉鮪漁業協同組合連合会	〒424-0823 静岡市清水区島崎町 173-4
10	(株)丸三商事	〒424-0823 静岡市清水区島崎町 155
11	静岡県漁業協同組合連合会 清水給油所	〒424-0037 静岡市清水区袖師字飛島
12	合同酒精(株)清水工場	〒424-0035 静岡市清水区横砂南町 2-1
13	和信化学工業(株)	〒424-0037 静岡市清水区袖師町 1460

事業所の概要	特定事業所名		東燃ゼネラル石油(株)清水油槽所	
	事業所区分		第1種	
	事業所所在地		静岡市清水区袖師町1900	
	敷地面積		605,446m ²	
	業態		石油製品の物流	
	主要製品		ガソリン、灯油、軽油、重油	
	連絡先		勤務時間内	054-371-9702
勤務時間外			054-371-9709	
貯蔵・取扱量等	石油	貯蔵量	436,511	kl
		取扱量	239,640	kl
		合計	676,151	kl
	高圧ガスの処理量		0	Nm ³
	石油以外の第4類危険物貯蔵取扱量		0	kl
	第4類危険物以外の危険物貯蔵取扱量		0	t
	可燃性固体類当の貯蔵取扱量(液体)		0	m ³

危険物屋外タンク貯蔵所一覧

タンク番号	危険物等の種類	容量(kl)	屋根形式	内径(m)×高さ(m)	備考
1	2石 灯油	46,985	浮屋根	55.00×21.97	
2	2石 軽油	47,490	浮屋根	58.200×20.095	
3	3石 重油	11,527	固定	36.61×13.14	休止中
4	1石 ナフサ	22,760	浮屋根	46.560×15.265	休止中
5	2石 灯油	12,807	浮屋根	36.662×14.600	
7	2石 軽油	52,100	浮屋根	58.2×21.8	
8	1石 ガソリン	52,100	浮屋根	58.2×21.8	
9	2石 軽油	52,100	浮屋根	58.2×21.8	
10	2石 軽油	52,100	浮屋根	58.2×21.8	
11	3石 重油	8,313	固定	31.000×13.782	
12	3石 重油	8,313	固定	31,000×13.782	
13	3石 重油	8,000	固定	31.000×13.782	
5002	1石 ガソリン	4,628	浮屋根	23.28×13.72	

タンク番号	危険物等の種類	容量 (k l)	屋根形式	内径 (m) × 高さ (m)	備考
5003	1石 ガソリン	4,628	浮屋根	23.28×13.72	
5004	1石 ガソリン	4,628	浮屋根	23.28×13.72	
5005	2石 軽油	3,984	固定	25.2×10.68	
5006	3石 重油	3,994	固定	25.2×10.7	
3002	1石 廃油	2,610	浮屋根	22.00×9.50	
3003	2石 軽油	2,617	浮屋根	21.350×9.925	
3004	1石 ガソリン	2,412	浮屋根	19.400×10.737	
3005	2石 灯油	2,657	浮屋根	17.440×13.755	
3006	2石 軽油	2,657	浮屋根	17.440×13.755	
2003	1石 廃油	1,583	浮屋根	15.512×10.660	休止中
2004	3石 重油	1,595	固定	15.522×10.701	
2005	3石 重油	1,595	固定	15.522×10.701	
2006	3石 重油	1,595	固定	15.522×10.701	
2007	1石 ガソリン	1,788	浮屋根	17.460×9.924	
2008	1石 ナフサ	1,758	浮屋根	16.460×10.687	
2009	1石 ガソリン	1,771	浮屋根	16.460×10.737	休止中
2010	3石 重油	1,793	固定	16.490×10.726	
2011	1石 ナフサ	1,811	浮屋根	15.300×12.235	休止中
2012	1石 ナフサ	1,811	浮屋根	15.300×12.235	休止中
2013	1石 JP-4	1,650	浮屋根	13.560×13.700	
1001	3石 金属圧延油	767	固定	12.00×8.78	
1002	2石 軽油	782	固定	12.000×8.915	休止中
1003	3石 重油	891	固定	12.620×9.174	
601	3石 重油	650	固定	9.670×9.155	休止中

タンク番号	危険物等の種類	容量 (kl)	屋根形式	内径 (m) × 高さ (m)	備考
502	3石 重油	461	固定	9.30×7.44	
503	2石 SK3040	460	固定	9.300×7.345	
504	3石 金属圧延油	462	固定	9.30×7.44	
505	2石 SK3040	461	固定	9.300×7.365	
506	2石 SK3040	462	固定	9.300×7.345	休止中
507	3石 金属圧延油	464	固定	9.169×7.690	休止中
508	3石 潤滑油	465	固定	9.169×7.690	休止中
509	3石 重油	477	固定	10.500×6.106	
510	3石 潤滑油	477	固定	10.500×6.106	休止中
513	3石 潤滑油	500	固定	10.500×6.106	休止中
514	3石 潤滑油	483	固定	10.500×6.106	休止中
56	2石 クマリン	15	固定	2.5×3.3	
55	2石 クマリン	5	固定	2.5×1.1	
51	3石 重油	46	固定	3.330×5.878	
D-90	2石 添加剤	3	円筒横型	1.070×胴長 3.350	
D-91	2石 添加剤	2	円筒横型	0.915×胴長 3.050	
JP-04 ドレン タンク	1石 JP-4	3	固定	1,500×1,820	

事業所の概要	特定事業所名		清水エル・エヌ・ジー(株) 袖師基地	
	事業所区分		第1種 レイアウト	
	事業所所在地		静岡市清水区袖師町1900	
	敷地面積		122,646 m ²	
	業態		石油卸売業	
	主要製品		都市ガス	
	連絡先		勤務時間内	054-367-3511
勤務時間外			054-367-3512	
貯蔵・取扱量等	石油	貯蔵量	20	kl
		取扱量	0	kl
		合計	20	kl
	高压ガスの処理量		74,375,689	Nm ³
	石油以外の第4類危険物貯蔵取扱量		0	kl
	高压ガス貯蔵能力		167,659.8	t
	可燃性固体類当の貯蔵取扱量(液体)		0	m ³

危険物屋外タンク貯蔵所一覧表

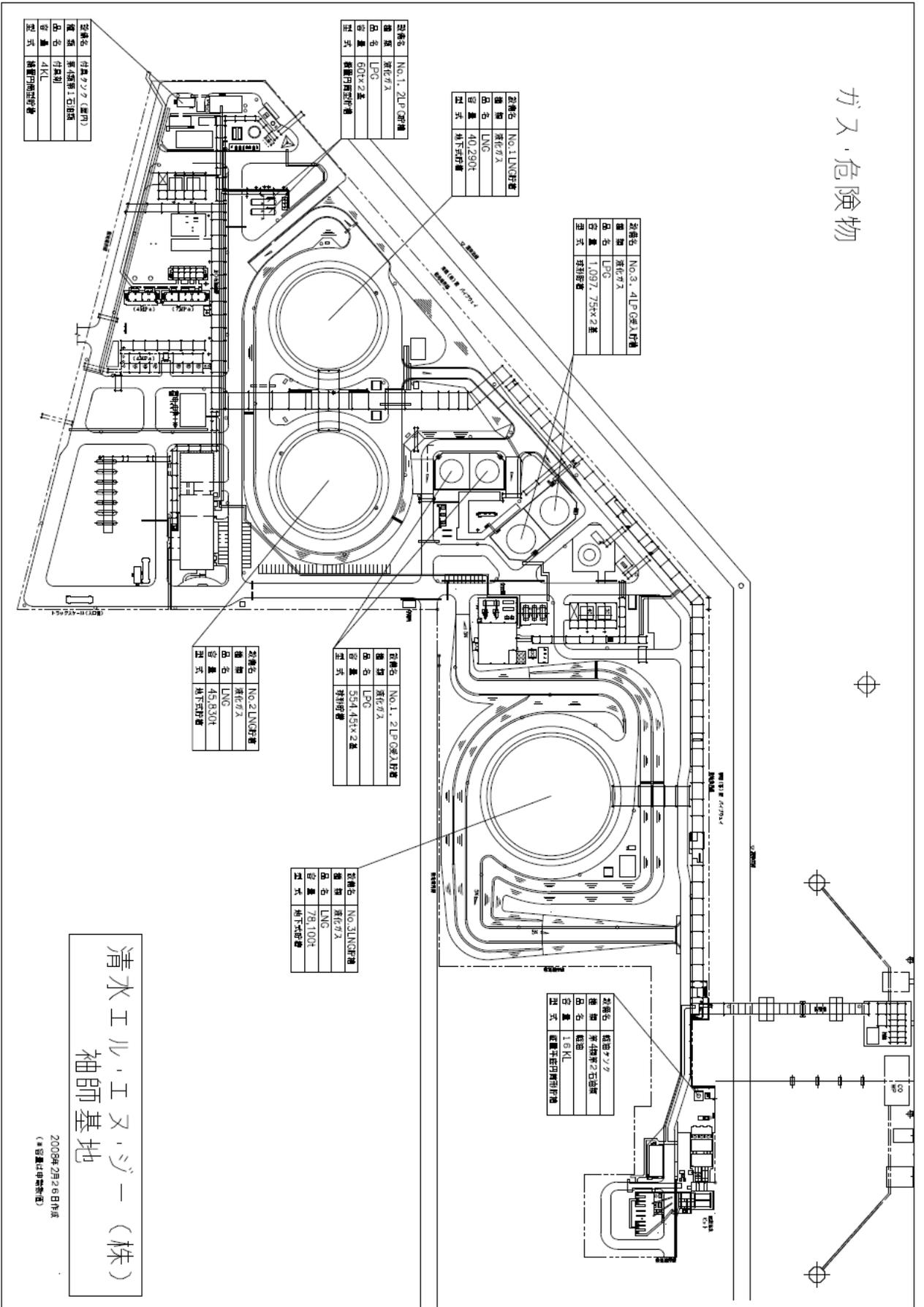
タンク番号	危険物等の種類	容量(kl)	屋根形式	内径(m)×高さ(m)	備考
FO-1T1	2石 軽油	16	固定	2.8×2.8	

高压ガス貯蔵所一覧表

タンク番号	危険物等の種類	容量(t)	設置形式	内径(m)×高さ(m)	備考
1T	LNG(メタン)	40,290	地下式貯槽	58×31.4	
2T	LNG(メタン)	45,830	地下式貯槽	58×35.7	
3T	LNG(メタン)	78,100	地下式貯槽	72×40	注1
LPT1	LPG(プロパン)	554.45	球形	14×17	
LPT2	LPG(プロパン)	554.45	球形	14×17	
LPT3	LPG(プロパン)	1,097.75	球形	17.1×22.7	
LPT4	LPG(プロパン)	1,097.75	球形	17.1×22.7	
Q-T1	LPG(プロパン)	60	円筒横置型	3.5×5.2	
Q-T2	LPG(プロパン)	60	円筒横置型	3.5×5.2	
NG-T1	液体窒素	15.4	円筒横置型	2.7×7.5	

注1：平成21年10月完成予定

ガス・危険物



清水エル・エヌ・ジー (株)
 袖師基地

2008年2月26日現在
 (※容量は申請値)

事業所の概要	特定事業所名		ジャパンオイルネットワーク(株)清水油槽所	
	事業所区分		第1種 レイアウト	
	事業所所在地		静岡県清水区横砂2252-1	
	敷地面積		21,487m ²	
	業態		その他のサービス業(石油卸売業)	
	主要製品		ガソリン、灯油、軽油、重油、プロパン、ブタン	
	連絡先		勤務時間内	054-367-1107
勤務時間外			054-365-4151	
貯蔵・取扱量等	石油	貯蔵量	36,815	kl
		取扱量	11,000	kl
		合計	47,815	kl
	高圧ガスの処理量		1,716,419	Nm ³
	石油以外の第4類危険物貯蔵取扱量		0	kl
	第4類危険物以外の危険物貯蔵取扱量		0	t
	可燃性固体類当の貯蔵取扱量(液体)		0	m ³

危険物屋外タンク貯蔵所一覧

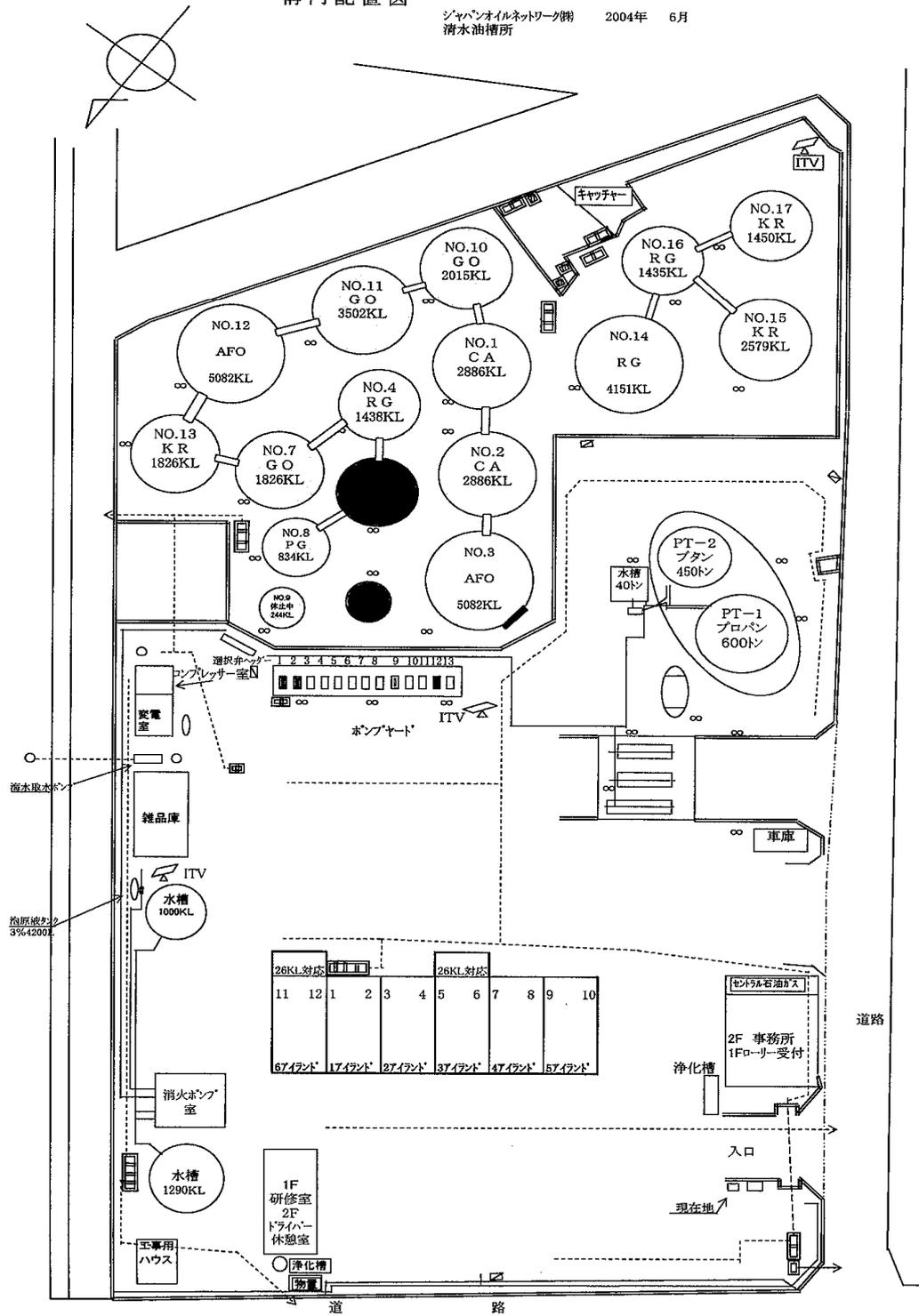
タンク番号	危険物等の種類	容量(kl)	屋根形式	内径(m)×高さ(m)	備考
1	3石 重油	2,701	固定	14.630×18.290	
2	3石 重油	2,701	固定	14.630×18.290	
3	3石 重油	4,702	固定	19.510×18.290	
4	1石 ガソリン	1,369	固定	12.190×13.758	
5	1石 ガソリン	1,369	固定	12.190×13.608	
6	1石 ガソリン	244	固定	6.100×9.142	
7	2石 軽油	1,704	固定	12.190×16.632	
8	1石 ガソリン	834	固定	9.145×13.608	
9	2石 軽油	244	固定	6.100×9.072	休止中
10	2石 軽油	1,897	固定	12.190×18.290	
11	2石 軽油	3,341	固定	14.630×22.100	
12	3石 重油	4,762	固定	19.510×18.490	
13	2石 重油	1,721	固定	12.190×16.780	
14	1石 ガソリン	4,085	固定	17.070×20.250	
15	2石 灯油	2,411	固定	14.630×16.565	
16	1石 ガソリン	1,365	固定	12.190×13.730	
17	2石 灯油	1,365	固定	12.190×13.730	

高圧ガス貯蔵所一覧表

タンク番号	危険物等の種類	容量(t)	屋根形式	内径(m)×高さ(m)	備考
1	LPG(プロパン)	600	球形	14.26×16.50	
2	LPG(ブタン)	450	球形	12.45×14.70	

構内配置図

ジャパンオイルネットワーク 2004年 6月
清水油槽所

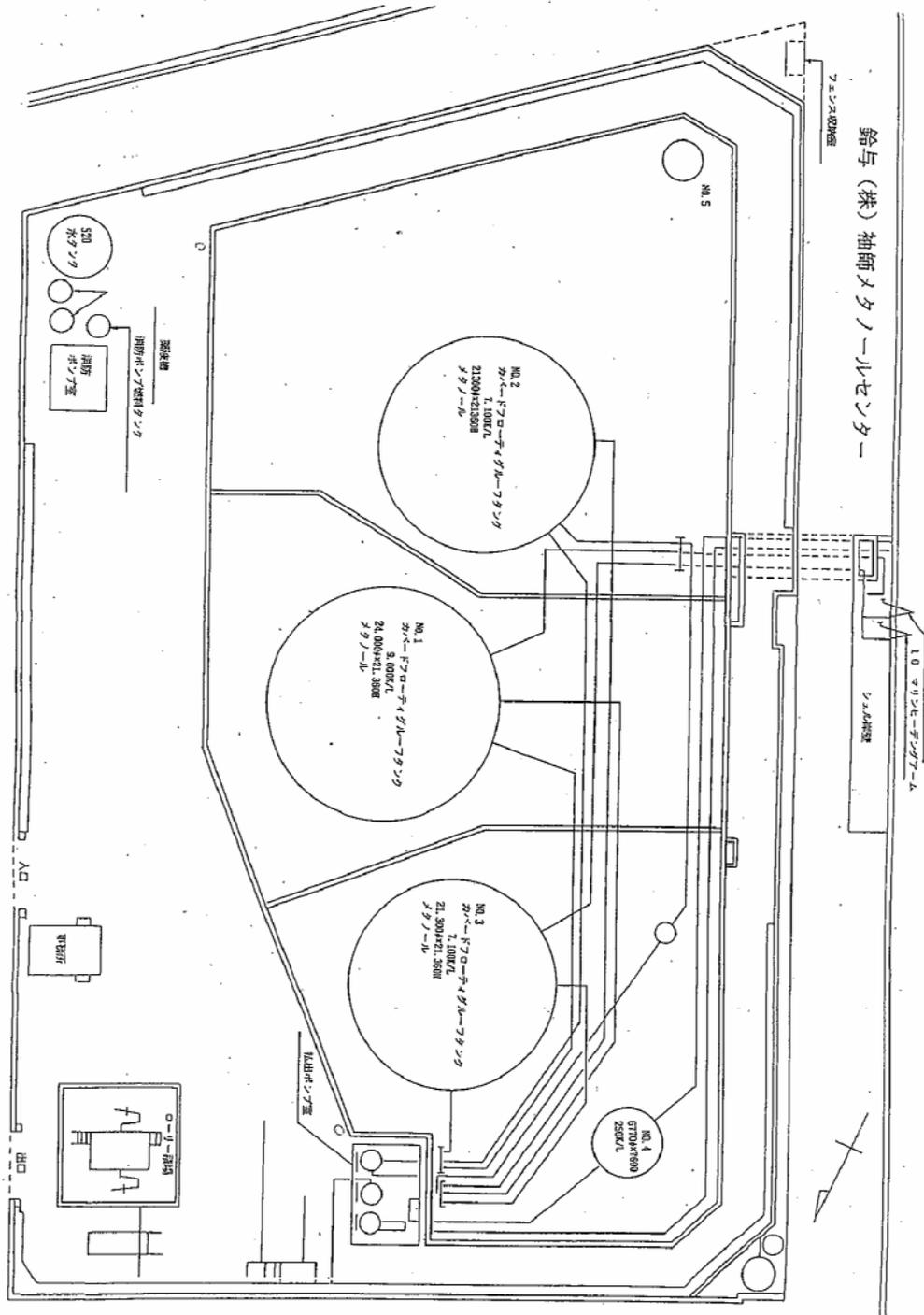


事業所の概要	特定事業所名		鈴与(株)ケミカルセンター	
	事業所区分		第1種	
	事業所所在地		静岡市清水区横砂2252-2	
	敷地面積		11,328m ²	
	業態		普通倉庫業	
	主要製品		揮発油、重油、ケミカル類	
	連絡先		勤務時間内	054-366-3116
勤務時間外			054-365-4151	
貯蔵・取扱量等	石油	貯蔵量	10,760	kl
		取扱量	480	kl
		合計	11,240	kl
	高圧ガスの処理量		0	Nm ³
	石油以外の第4類危険物貯蔵取扱量		1,670	kl
	第4類危険物以外の危険物貯蔵取扱量		654	t
	可燃性固体類当の貯蔵取扱量(液体)			m ³

タンク番号	危険物等の種類	容量(kl)	屋根形式	内径(m)×高さ(m)	備考
1	3石 アスファルト	990	固定	12.540×9.174	
2	3石 重油	990	固定	12.540×9.174	
3	3石 アスファルト	990	固定	12.540×9.174	
4	3石 重油	485	固定	8.600×9.000	
6	3石 アスファルト	1,310	固定	10.600×16.740	
7	3石 エチレングリコール	1,310	固定	10.600×16.740	
8	1石 ヘキサン	200	固定	5.600×9.000	
9	3石 オクソクロトルエン	300	固定	7.200×7.610	
10	3石 オクソクロトルエン	500	固定	8.700×9.400	
11	3石 重油	750	固定	8.600×13.700	
12	アルコール類 エタノール	750	固定	8.600×13.700	
14	1石 トルエン	990	固定	11.620×15.225	
16	2石 パラキシレン	450	固定	7.740×10.605	
17	アルコール類エタノール	920	固定	10.640×12.169	
18	3石 エチレングリコール	990	固定	10.640×12.100	
19	3石 エチレングリコール	493	固定	8.710×9.143	
31	第6類(過酸化水素)	480	固定	8.860×8.700	
32	第6類(過酸化水素)	30	固定	3.030×4.800	
33	3石 重油	7	固定	2.000×2.515	
34	3石 熱媒体オイル	5	固定	1.740×2.330	

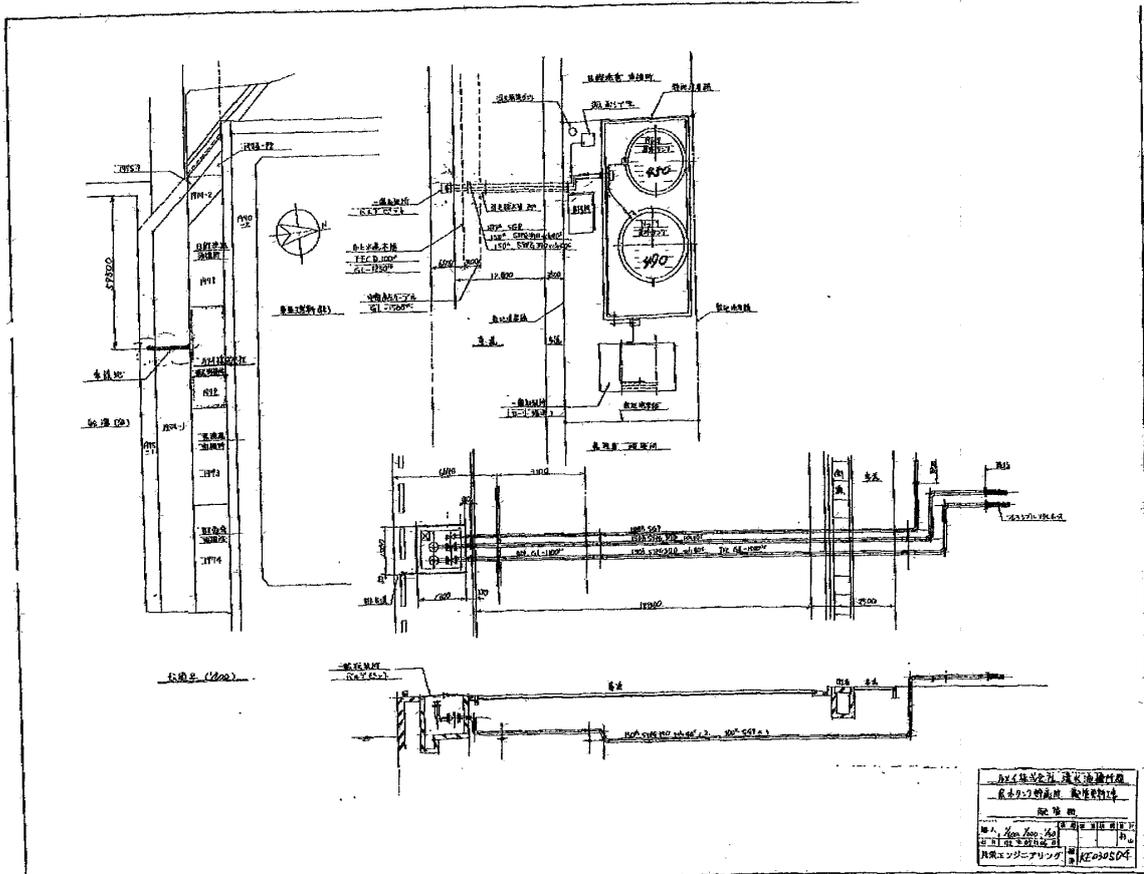
事業所の概要	特定事業所名		鈴与(株) 袖師油槽所	
	事業所区分		第2種	
	事業所所在地		静岡市清水区横砂2252-12	
	敷地面積		8,182m ²	
	業態		石油卸売業	
	主要製品		揮発油、灯油、軽油、ケミカル類	
	連絡先	勤務時間内		054-364-1715
勤務時間外		054-365-4151		
貯蔵・取扱量等	石油	貯蔵量	7,408	kl
		取扱量	1,078	kl
		合計	8,486	kl
	高压ガスの処理量		0	Nm ³
	石油以外の第4類危険物貯蔵取扱量		0	kl
	第4類危険物以外の危険物貯蔵取扱量		0	t
	可燃性固体類当の貯蔵取扱量(液体)		3,060	m ³

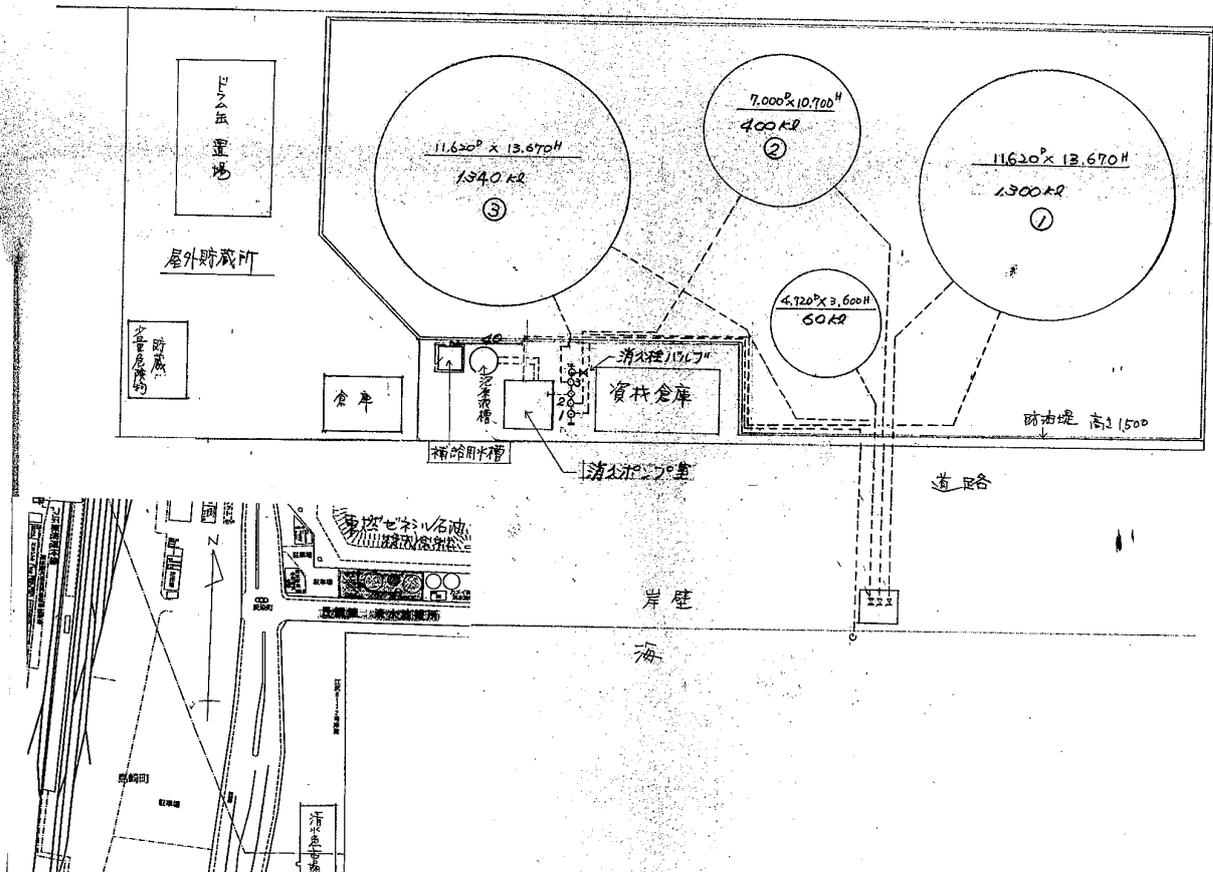
タンク番号	危険物等の種類	容量(kl)	屋根形式	内径(m)×高さ(m)	備考
1	1石 ガソリン	500	固定	7.740×12.180	
2	1石 ガソリン	1,404	固定	11.620×15.220	
3	1石 ガソリン	998	固定	9.670×15.500	
5	1石 ガソリン	400	固定	8.200×10.200	
6	2石 灯油	498	固定	8.200×10.220	
11	2石 灯油	990	固定	9.670×15.500	
12	2石 スレンモノマー	990	固定	9.670×15.500	
13	2石 軽油	990	固定	9.670×15.500	
	重油	8	固定	1.930×3.080	



事業所の概要	特定事業所名		カメイ(株)清水油槽所	
	事業所区分		第2種	
	事業所所在地		静岡県清水区袖師飛島1972	
	敷地面積		730.8m ²	
	業態		石油製品卸売業	
	主要製品		重油	
	連絡先		勤務時間内	054-365-8347
勤務時間外			054-365-0313	
貯蔵・取扱量等	石油	貯蔵量	677	kl
		取扱量	46	kl
		合計	723	kl
	高压ガスの処理量		0	Nm ³
	石油以外の第4類危険物貯蔵取扱量		0	kl
	第4類危険物以外の危険物貯蔵取扱量		0	t
	可燃性固体類当の貯蔵取扱量(液体)		0	m ³

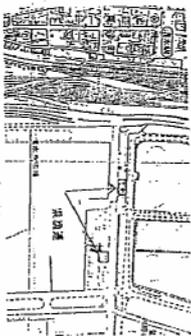
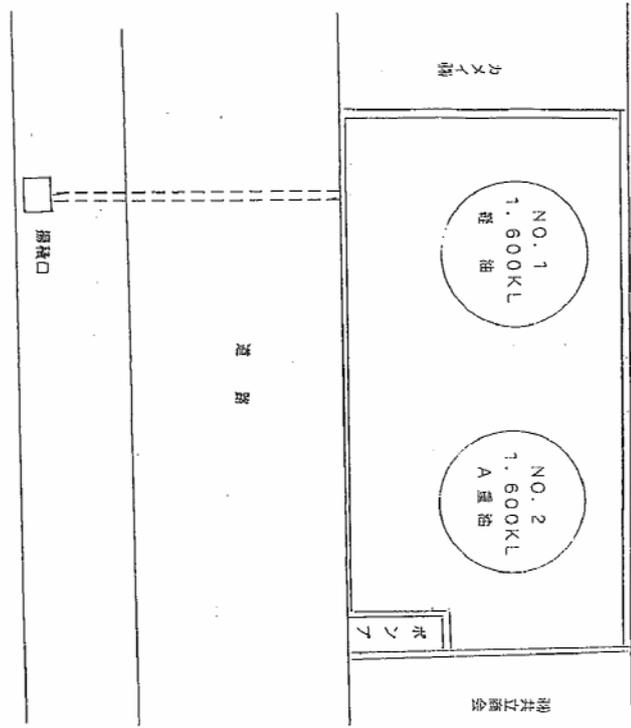
タンク番号	危険物等の種類	容量(kl)	屋根形式	内径(m)×高さ(m)	備考
1	3石 A重油	490	固定	8.710×10.670	
2	3石 A重油	450	固定	7.750×10.600	



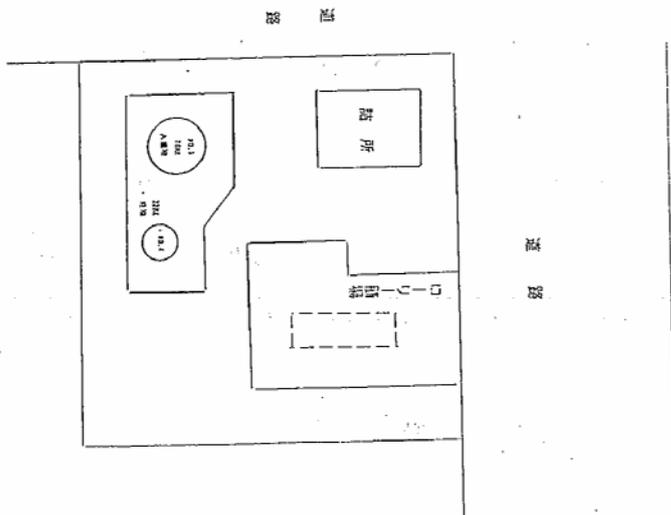


静岡県漁業共同組合連合会清水給油所

東 海 道

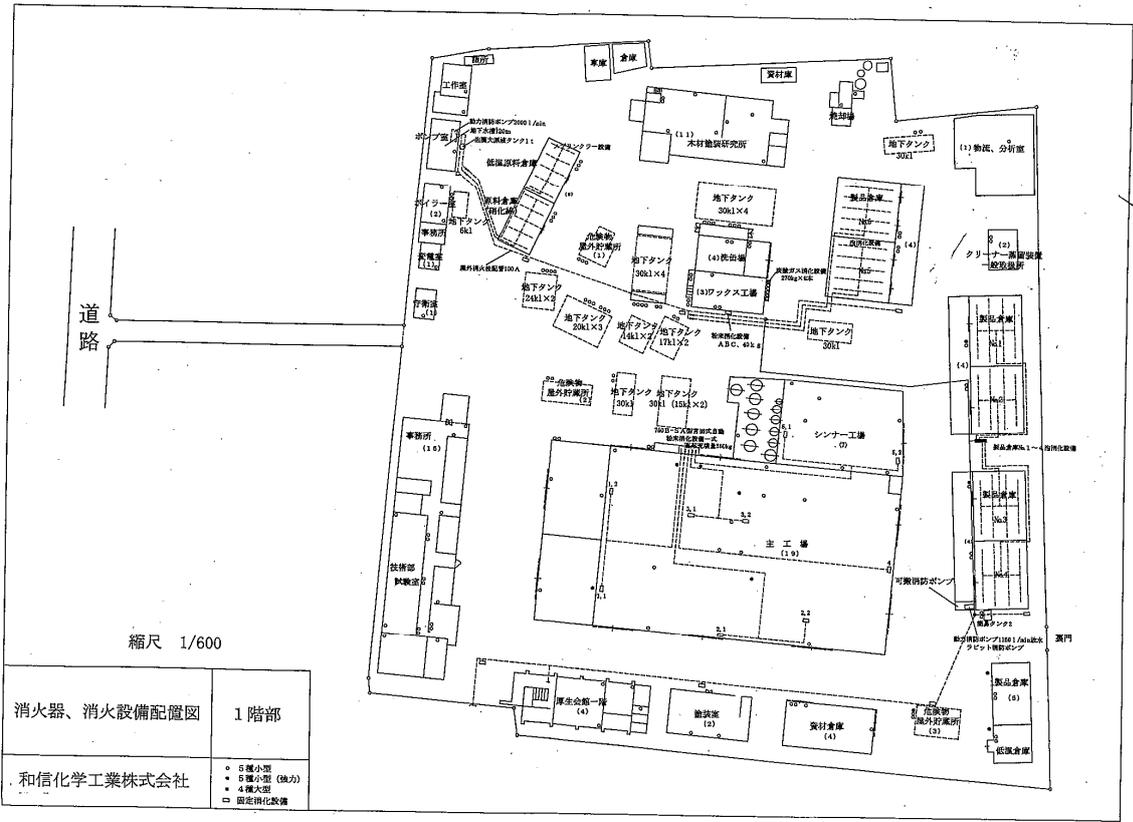


東 海 道



事業所の概要	特定事業所名		合同酒精(株)清水工場	
	事業所区分		第2種	
	事業所所在地		静岡市清水区横砂南町2-1	
	敷地面積		39,898m ²	
	業態		蒸留酒・混成酒製造業	
	主要製品		アルコール	
	連絡先	勤務時間内	054-366-1153	
勤務時間外			054-366-1151	
	貯蔵・取扱量等	石油	貯蔵量	110
取扱量			19	kl
合計			129	kl
貯蔵・取扱量等	高圧ガスの処理量		0	Nm ³
	石油以外の第4類危険物貯蔵取扱量		6,645	kl
	第4類危険物以外の危険物貯蔵取扱量		0	t
	可燃性固体類当の貯蔵取扱量(液体)		0	m ³

タンク番号	危険物等の種類	容量(kl)	屋根形式	内径(m)×高さ(m)	備考
1	アルコール	950	固定	10.750×11.350	
2	アルコール	950	固定	10.750×11.350	
3	アルコール	490	固定	7.750×11.220	
4	アルコール	490	固定	7.750×11.220	
100	アルコール	490	固定	9.670×7.889	
101	アルコール	330	固定	10.000×4.820	
102	アルコール	320	固定	10.000×4.820	
111	アルコール	100	固定	5.000×5.700	
112	アルコール	100	固定	5.000×5.700	
113	アルコール	100	固定	5.000×5.700	
1001	アルコール	490	固定	9.670×7.889	
1003	アルコール	490	固定	9.670×7.889	
1004	アルコール	200	固定	7.000×6.161	
1005	アルコール	590	固定	9.300×9.170	
	3石重油	110	固定	5.400×5.400	



縮尺 1/600

消火器、消火設備配置図	1階部
和信化学工業株式会社	<ul style="list-style-type: none"> ○ 5種小型 ● 5種小型 (動力) ■ 4種大型 □ 固定消火設備

第3 石油コンビナート等防災体制の現況

1 防災相互通信用無線局一覧表

1 防災関係機関

設置場所	呼出名称	設置機種
静岡県（防災通信管理室）	ぼうさいしずおか 301	携帯無線機（5W）
	ぼうたいしずおかけんちょう	
清水港管理局（港営課）	しずおかけんぼうたい308	携帯無線機（5W）
清水海上保安部（警備救難課）	しずおかけんぼうたい306	携帯無線機（5W）
清水警察署（災害対策課）	しずおかけんぼうたい307	携帯無線機（5W）
静岡市防災指導課	しずおかぼうたい1	移動局（10W）

2 石油コンビナート等特別防災区域協議会

設置場所	呼出名称	設置機種
協議会長（鈴与埠頭事務所）	しずおかけんぼうたい302	携帯無線機（5W）
清水地区共同防災センター	しずおかけんぼうたい303	携帯無線機（5W）
東燃ゼネラル石油㈱	しずおかけんぼうたい304	携帯無線機（5W）
東燃ゼネラル石油㈱正門守衛	しみずぼうたい 203	携帯無線機（1W）
東燃ゼネラル石油㈱港湾事務所	しみずぼうたい 204	携帯無線機（1W）
合同酒精㈱清水工場	しみずぼうたい 205	携帯無線機（1W）
鈴与㈱ケミカルセンター	しみずぼうたい 206	携帯無線機（1W）
ジャパンオイルネットワーク㈱清水油槽所	しみずぼうたい 207	携帯無線機（1W）

2 自衛防災組織、共同防災組織の防災資機材等一覧表

	防災要員	大型化学消防車	大型高所放水車	泡原液搬送車	大型化学高所放水車	普通消防車	普通高所消防車
	人	台	台	台	台	台	台
東燃ゼネラル石油(株)清水油槽所	8	1	1	1			
清水エル・エヌ・ジー(株)袖師基地	5					1	
日本鯉鮪漁業協同組合連合会	2						
カメイ(株)清水油槽所	2						
静岡県漁業協同組合連合会清水給油所	2						
(株) 丸三商事 (休止中)							
和信化学工業(株)	12						
合同酒精(株)清水工場	4						
ジャパンオイルネットワーク(株)清水油槽所	6						
鈴与(株) ケミカルセンター	2						
鈴与(株)ガスターミナル	2						
鈴与(株)袖師油槽所	2						
鈴与(株)袖師メタノールセンター	2						
清水地区共同防災協議会	21				1		
合 計	70	1	1	1	1	1	

平成 21 年 4 月 1 日現在

可搬式放水銃	可搬式放水泡	耐熱服	空気呼吸器	消火薬剤（上段 3 %、下段 6 %）				オイルフェンス	オイルフェンス展開
				タンパク系	界面活性剤	水成膜	水溶性泡消火		
基	基	着	個	リットル	リットル	リットル	リットル	m	隻
2	4	3	1	<u>5,100</u>		<u>61,000</u>		2080	1
2		2	3						
				<u>600</u>					
				<u>400</u>					
				<u>600</u>					
		2	1	<u>7,560</u>				540	
							<u>9,600</u>	540	
				<u>7,560</u>					
							<u>20,000</u>		
2	1	2	2		<u>11,160</u>			540	1
6	6	9	7	<u>14,260</u> <u>7,560</u>	<u>11,160</u>	<u>61,000</u>	<u>29,600</u>	4,240	2

3 神奈川・静岡地区広域共同防災協議会の防災資機材等一覧表 (21年6月1日現在)

項目	数量	要 目	備付場所
放水砲	2 砲	ノンアスピレート型 10,000L~30,000L/min 可変ノズル 2 台 モニター台車 2 台 水平可変角度 360° 垂直可変角度+30° ~75°	新日本石油精製(株) 根岸製油所
水中ポンプ関係	2 ユニット	水中ポンプ (4 台/1 ユニット) 公称能力 30,000L/min(1 ユニット)	新日本石油精製(株) 根岸製油所
		発電機 SDG-150S3A6	
		操作制御盤 SO-AM	
メインポンプユニット	2 台	公称能力 30,000L/min、DV-CH ディーゼルエンジン、DDC 12V2000	新日本石油精製(株) 根岸製油所
混合装置 送液部	1 式		新日本石油精製(株) 根岸製油所
混合装置 混合部	2 式		新日本石油精製(株) 根岸製油所
ホース	1 式	1 2 Bホース リール方式による展張・回収車 (4 台/1 ユニット) 法定値(対象貯槽最大値)3,840m 予備ホース 1,900m、150m×34 本 他	新日本石油精製(株) 根岸製油所
		8B 保形ホース 1 0 m×3 2 本、6 m×1 2 本	
		8B ソフトホース 1 5 m×4 本	
耐熱服	4 着	PL-4000 東消型フードエプロンタイプ 呼吸器内蔵型	新日本石油精製(株) 根岸製油所
空気呼吸器	4 個	PA93SJP-ALT602 ゲージ内蔵型	新日本石油精製(株) 根岸製油所
泡消火薬剤	66kL	AR-AFFF (1%型) メガホーム CV-1	新日本石油精製(株) 根岸製油所
消火薬剤用 仮設タンク (簡易原液槽)	2 個	ET-20、20kL	新日本石油精製(株) 根岸製油所
	4 個	ET-10、10kL、	

4 防災関係機関の防災資機材等一覧表

	消防職員	大型化学消防車	大型高所放水車	泡原液搬送車	甲種普通化学消防車	普通消防車	可搬式放水砲	耐熱服	空気呼吸器
	人	台	台	台	台	台	基	着	基
静岡市消防防災局	752	1	1	1	6	30		33	261
静岡県危機管理局 (内、静岡市貸与)							1 (1)		
合 計	752	1	1	1	6	30	1	33	261

平成 21 年 4 月 1 日現在

消火薬剤（上段 3 %、下段 6 %）				オイルフェンス	オイルフェンス 展開船	巡視船	作業船	油処理剤	オイルマット	油ゲル化剤
タンパク系	界面活性剤	水成膜	水溶性泡消火							
リットル	リットル	リットル	リットル	M	隻	隻	隻	リットル	kg	kg
	<u>46,800</u>	<u>900</u>	— 5,900							
		<u>57,700</u>		300 (300)						
	<u>46,800</u>	<u>58,600</u>	— 5,900	300						

第4 協議会会則等

静岡県清水地区石油コンビナート等特別防災区域協議会規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本協議会は、石油コンビナート等災害防止法に基づく清水地区特別防災区域における防災体制を確立することにより、石油等による災害の発生または拡大の防止に資することを目的とする。

(名称)

第2条 本協議会は、静岡県清水地区石油コンビナート等特別防災区域協議会（以下「協議会」という。）という。

(事務局)

第3条 協議会の事務局は静岡市におく。

第2章 業務

(業務)

第4条 協議会は、第1条に定める目的を達成するため次の業務を行う。

- (1) 特別防災区域の災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究
- (2) 石油等による災害の発生又は拡大の防止に関する技術の共同研究
- (3) 特定事業所の職員に対する災害発生又は拡大の防止に関する教育の共同実施
- (4) 共同防災訓練の実施
- (5) その他協議会の目的達成に必要な業務

第3章 組織

第5条 協議会は、次の掲げるものを会員とする。

- (1) 特別防災区域に所在する特定事業所
- (2) その他協議会の目的に賛同する者

(入会)

第6条 協議会に加入しようとする者は、別に定める書式により入会を申込み理事会の承認を得るものとする、

(退会)

第7条 会員が退会しようとするときは、会長に届け出、理事会の承認を得るものとする。

(役員会)

第8条 協議会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 幹事 2名

2 協議会の顧問、参与をおくことができる。

(役員の義務及び権限)

第9条 役員の職務及び権限は、次のとおりとする。

- (1) 会長 会長は、協議会を代表し会務を統括する。
 - (2) 副会長 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときは、その職務を代理する。
 - (3) 理事 理事は、協議会の業務を掌理する。
 - (4) 監事 監事は、協議会の義務および会計を監査する。
- (役員等の選任)

第10条 理事及び監事は、総会において会員のうちから選任する。

- 2 会長及び副会長は、理事の互選による。
 - 3 顧問は会長が委嘱する。
- (役員任期)

第11条 役員の任期は、2年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 役員は、その任期が満了した後においても、後任者が決定するまでの間、その業務を行なうものとする。

第4章 会議

第12条 会議は、総会ならびに役員会とする。

- 2 会議は会長が招集し、構成員の過半数の出席によって成立する。
- 3 会議は、会長が議長となり、議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

(総会)

第13条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

- 2 定時総会は、毎年度終了後2ヶ月以内に開催し、臨時総会は、会長が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の者の請求があったとき開催するものとする。
- 3 総会には次の事項を付議するものとする。

- (1) 規約の変更
- (2) 業務計画ならびに業務報告
- (3) 予算ならびに決算
- (4) その他協議会運営に係る重要事項

(役員会)

第14条 役員会は、正副会長及び理事会とする。

- 2 役員会は、会長が必要と認めたときに開催する。

第5章 事務局

(事務局)

第15条 協議会の業務を処理するために事務局をおく。

- 2 事務局に関する規定は、理事会の議を経て別に定める。

第6章 会計

(会計年度)

第 16 条 規定の会計年度は、4 月 1 日から（翌年）3 月 31 日までとする。

(会費)

第 17 条 協議会の運営に必要な経費は次に掲げるものをもって充てる。

(1) 会費（年額 6, 0 0 0 円）

(2) 寄付金その他

(分担金)

第 18 条 協議会は特別な業務を必要とするときは、総会の議を経て分担金を徴収することができる。

附則

1. 本規約は昭和 51 年 9 月 25 日から施行する。
2. 設立総会において選任された役員任期は、昭和 53 年、定時総会までとする。

神奈川・静岡地区広域共同防災協議会規則

(名 称)

第 1 条 本会は、神奈川・静岡地区広域共同防災協議会（以下「本協議会」という。）と称する。

(目 的)

第 2 条 本協議会は、2008年12月18日付け「神奈川・静岡地区広域共同防災組織に関する協定書」（以下「協定書」という。）第3条第1項の定めに基づき設立された本協議会の効果的な広域共同防災体制を確立し、もって円滑な組織運営を行うことを目的とする。

(事 業)

第 3 条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の各号に定める事業を行う。

- (1) 広域共同防災組織の活動に関する年間計画の立案
- (2) 防災訓練の計画および実施
- (3) 防災要員の教育計画および実施
- (4) 広域共同防災活動
- (5) 防災資機材等の技術的検討および維持管理
- (6) 協議会の予算の策定および管理
- (7) 神奈川・静岡地区広域共同防災規程の制定改廃に関する事項
- (8) 前各号に関する附帯事項その他本協議会の目的を達成するために必要な事項。

(会 員)

第 4 条 本協議会は、協定書別表-1に掲げる事業所（以下「構成事業所」という。）を会員として構成する。

2 本協議会への入会を希望する事業所、本協議会からの脱退を希望する構成事業所および広域共同防災組織に関係する保有タンクの状態に変動等を予定する構成事業所は、やむを得ぬ場合を除き、前年度の4月末までに書面にて、第6条で定める本協議会会長（以下「会長」という。）に通知する。

(組 織)

第 5 条 本協議会の組織は、別図-1に記載するとおりとする。

(役員の種類と選任)

第 6 条 本協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 2名
- (3) 幹 事 若干名
- (4) 会 計 監 査 2名（正副2名）

2 前項に定める役員は、各構成事業所が推薦する者の中から、本協議会総会にて選任するものとする。

3 第1項に定める役員の任期は原則1年とし、再任を妨げない。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおり定める。

- (1) 会長は、本協議会を代表し、統括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるいはその他の事由により長期に仕事を全うできない場合には、その職務を代行する。
- (3) 幹事は、幹事会を組織し、本協議会の運営に関する事項を審議する。
- (4) 会計監査は、本協議会の会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(機 関)

第8条 第3条の事業を遂行するため、本協議会に次の機関を設ける。

- (1) 総会
- (2) 幹事会
- (3) 事務局

(総 会)

第9条 総会は、次の事項を審議決定する。

- (1) 当年度の事業計画および予算。
- (2) 前年度の事業報告および収支決算。
- (3) 「神奈川・静岡地区広域共同防災規程」および「本協議会規則」の制定および改廃
- (4) 役員を選任および解任
- (5) 広域共同防災組織費用負担割合の制定および改定(計算手法を含む)
- (6) 構成事業所の本協議会への加入および脱退
- (7) その他、本協議会の運営に関し会長が必要と認める事項

2 総会は、毎年度初めに開催する定期総会のほか、会長が必要と認めたとき、もしくは構成事業所の過半数から臨時総会開催の要求がなされたとき、全ての構成事業所を招集して開催する。

3 臨時総会の開催が不可能で会長が認めた場合は、書面をもって総会を代行することができる。その場合、議事の決議は、第10条第2項に準じる。

(総会成立と決議)

第10条 総会は、構成事業所の過半数の出席により成立する。

2 構成事業所は、一事業所ごとに一議決権を有するものとし、総会の議事は、出席した構成事業所の議決権の過半数をもって決定し、賛否同数のときは議長がこれを決定する。

3 総会に出席できない構成事業所は、委任状をもってその代理人に総会における議決権を行使させることができる。この場合は、総会の議長に当該委任状を提出するものとする。

4 総会の議長は、会長がこれにあたる。

5 会長は、総会の議事録を作成し、これを本協議会が存続する期間保管するものとする。

(幹事会)

第 11 条 幹事会は、会長、副会長および幹事をもって構成し、次の職務を行う。

- (1) 総会の付議事項の立案
- (2) 総会の運営
- (3) その他本協議会の運営に必要な事項

2 幹事会は、必要に応じ会長が招集する。なお、会長は必要に応じて幹事以外の者（ただし、構成事業所（もしくは当該構成事業所の従業員）に限る）をオブザーバーとして参加させることができる。

3 幹事会は、第 1 項に定める職務の全部または一部を事務局に行わせることができる。

（事務局）

第 12 条 本協議会の事務を円滑に処理するため事務局を設ける。ただし、本事務局は本協議会構成事業所以外の管理会社等に委託することができるものとする。

2 第 1 項で定める事務局の決定は総会の決議によるものとする。

3 事務局は幹事会の指示により本協議会の運営に必要な事務を行い、幹事会に報告を行う。

（会 計）

第 13 条 本協議会の運営に係る費用については、協定書に基づき徴収する会費をもって充てるものとする。

2 会長は必要に応じて、総会の承認を得て臨時会費を徴収することができる。なお、特定の構成事業所の便益に係る費用については、当該構成事業所の了解を得て臨時に当該構成事業所から費用を徴収する。

（会計監査）

第 14 条 会計監査は、いつでも会長もしくは事務局に対し会計の報告を求め、又は財産の状況について調査することができる。

2 会長は、当該会計年度終了後、遅滞なく収支計算書を作成し、添付書類とともに会計監査に提出し、監査を受けなければならない。

（監査報告）

第 15 条 会計監査は、定期総会開催の 1 週間前までに会長に監査報告書を提出し、又総会において監査報告を行うものとする。

2 構成事業所が 1 ヶ月前までに事前通知を行って、会計および監査報告に係る証憑類の閲覧を会長又は会計監査に求めた場合は、会長並びに会計監査はこれに応じるものとする。

（余剰金処理）

第 16 条 事業年度末において余剰金が生じたときは、総会の決議を経て、翌事業年度にこれを繰越しするものとする。

（防災資機材の備付等）

第 17 条 石油コンビナート等災害防止法および関係法令等の定めに従い、本協議会は、別表－1 に定める防災資機材（以下「本資機材」という。）を備え維持するものとする。

(防災資機材等の保有形態)

第 18 条 本協議会は、本資機材等を保有するにあたり、リース方式を採用するものとする。

2 本協議会は、総会の承認を得て、リース会社とリース契約を締結する。

3 本協議会は、総会の承認を得て、本資機材等の備え付けに必要な施設等の賃貸借契約等を締結する。

(費用の負担割合)

第 19 条 協定書第 8 条に定める計算手法および各構成事業所の負担割合を資料-1 のとおりとする。

2 前項に基づき算出された負担額の決定および改定は、総会の承認事項とする。

3 協定書第 13 条に定める事由により負担割合の変更が生じる場合は、次のとおり取り扱う。

(1) 協議会への入会またはタンク基数の増加による変更

第 4 条第 1 項または第 2 項の定めにより総会で承認された、当該の入会またはタンク基数増加が生じる月分から変更する。

(2) 協議会からの脱退またはタンク基数の減少による変更

・第 4 条第 2 項に定める時期（前年度 4 月末）までに届出のあった脱退またはタンク基数減少については、当該月の翌月分から変更する。

・第 4 条第 2 項に定める時期（前年度 4 月末）以降に届出のあった脱退またはタンク基数減少については、当年度の負担割合の変更は行わず、翌年度 4 月から変更する。

4 所轄消防署等の指示

所轄消防署等により、「警防計画」「警防活動計画」等の変更を指示された場合はその指示内容に従って必要資機材および負担割合を見直す。

(支払方法)

第 20 条 協定書第 7 条に規定する費目の支払方法は、以下のとおり定める。

(1) 構成事業所は、協定書第 7 条第 1 号、第 2 号に関する費用を、リース契約に基づいて支払うものとする。

(2) 構成事業所は、協定書第 7 条第 3 号に関する費用を、総会にて承認を得るものとする。

2 前項各号の支払い方法の詳細（請求日、支払期限、振込先等）については、総会で承認を得るものとする。

(1) 請求書は本協議会会長名で、各構成事業所に発行されるものとする。

(2) 協定書第 8 条第 4 項に関する負担金の千円未満の端数は、切り上げ処理する。

(事業年度)

第 21 条 本協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

(加入および脱退)

第 22 条 本協議会への加入および脱退は、総会の決議によるものとする。

2 本協議会は、新規事業所の加入の時期を、加入直前の定期総会にて承認された月の翌月から加入したものとする。

3 本協議会は、構成事業所の脱退の時期を、法的な要件を満たしたこと（単独での資機材保有、タンク廃止、操業停止等）を確認・決議した定期総会開催月末をもって脱退したものとする。

（解散および手続）

第 23 条 本協議会は、総会の決議により解散することができる。解散の決議は、総会において全構成事業所の4分の3以上の同意がある場合に成立する。

（残余財産の処分）

第 24 条 前条に基づく本協議会の解散に当たり、本協議会の財産および債権債務を清算の後なお残余財産がある場合は、構成事業所は、原則として協定書第8条に基づいた負担割合に応じて分配を受け、また、債務がある場合には当該費用負担割合に応じてその債務を負担する。

（承継）

第 25 条 協定書第18条により、第三者に当該事業を承継させる場合は、やむを得ぬ場合を除き、直前の総会承認事項とする。

2 前項により事業を承継したものは、承継後遅滞なく事務局にその旨を連絡すること。

静岡県沿岸排出油等防除協議会会則

平成 9年11月 制定

平成12年 6月 一部改正

平成19年10月 一部改正

(目的)

第1条 この協議会は、静岡県沿岸海域において著しく大量の油等が排出された場合における排出油等の防除について、関係者により必要な事項を協議し、かつ、的確な防除措置の実施を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 本会の名称を、「静岡県沿岸排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）という。

(地位)

第3条 協議会は、海洋汚染防止等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136）第43条の6の規定に基づく協議会とする。

(協議会の業務)

第4条 協議会は、次の業務を行う。

- (1) 排出油等の防除に関する計画の策定
- (2) 排出油等の防除に必要な施設、資機材の整備の推進
- (3) 排出油等の防除に関する研修及び訓練
- (4) 排出油等の防除活動の実施の推進
- (5) その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長及び会員をもって組織する。

- 2 会長は、清水海上保安部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、下田海上保安部長、静岡県総務部防災局長及び石油連盟海水油汚濁処理協力機構静岡市部長をもって充てる。
- 5 副会長は、会長を補佐する。
- 6 会長は、協議会の業務を円滑に推進するため、その職務を下田海上保安部長に代行させることができる。
- 7 会員は静岡県沿岸における排出油等の防除に関し、本会の趣旨に賛同する機関、団体又は法人とする。

(会議)

第6条 会議は、総会及び幹事会とし、会長が招集する。

- 2 総会は、毎年6月定例的に開催する通常総会及び必要の都度開催する臨時総会とする。
- 3 会員は、必要があると認められるときは、会長に会議の招集を求めることができる。
- 4 会議の招集は、会議の目的、日時及び場所を明示した方法により、開催日の15日前までに会員に通知しなければならない、
- 5 会議の議長は、会長がこれに当たる。

(総会の議決事項及び定足数)

第7条 総会は、この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な重要事項を議決する。

- 2 会員は、それぞれ1個の表決権を有する。
- 3 総会は、総会員の過半数の出席がなければ、議事を開き議決することはできない。
- 4 総会の議事は、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の出席会員に表決権の行使を委任することができる。この場合には、その会員は出席したものと看做す。

(幹事会の議決事項等)

第8条 幹事会は、この会則に定めるもののほか、協議会の円滑な運営を図るため、次の事項を議決する。

- (1) 協議会の執行に関する事項
 - (2) 総会によって委任された事項
 - (3) その他協議会の運営に必要な事項
- 2 幹事会は、別表に掲げる会員で構成し、会長が必要と認めたとき招集する。
 - 3 幹事会の定足数等については、前条の規定を準用する。

(訓練)

第9条 協議会は、著しく大量の油等が排出された場合における排出油等の防除活動を迅速かつ的確に実施しうよう、随時、研修及び訓練を実施し、会員の防除活動の知識及び技術の向上を図るものとする。

(情報の伝達)

第10条 会長は、著しく大量の油等が排出され、又は排出のおそれがある場合は、会員に対し、すみやかに事故に関する情報を通知する。

第 11 条 会長は、著しく大量の油等が排出され、又は排出のおそれがあり、必要と認める場合は、会長を本部長とする総合調整本部を設置し、会員に対し、情報の共有や既に実施された防除措置の状況の周知等に努めるとともに、会員が、それぞれの立場に応じて相互に連携し、所要の協力を図りつつ、迅速かつ的確な防除活動を実施できるよう調整を行うものとする。

2 会長は、必要に応じて、原因者、P I 等の保険機関担当者（保険査定人を含む。）、独立行政法人海上災害防止センターの職員その他の防除を的確に実施するために必要となる知識を有する者及びその防除措置を講ずるために有効であると認められる者等会員以外の関係者も総合調整本部に参加を要請するものとする。

（経費の求償）

第 12 条 排出油等の防除活動に要した経費の求償に関する事務は、原則として、各会員ごとに実施するものとし、協議会はその調整及び促進を図るものとする。

（災害補償）

第 13 条 排出油等の防除活動に出動した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関が当たるものとする。

（排出油等防除計画に係る意見の提出）

第 14 条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 43 条の 6 第 2 項の規定に基づき、会員の協議により必要と認めるときは、静岡県沿岸海域に係る同法第 43 条の 5 第 1 項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に対し、意見を述べるものとする。

（事務局）

第 15 条 協議会の事務局は、清水海上保安部警備救難課とする。

附 則

この会則は、平成 12 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

この会則は、平成 19 年 10 月 22 日から施行する。